

対象工事の判断の流れ

「特定建設資材」
 ①コンクリート ②コンクリート及び鉄からなる資材
 ③木材 ④アスファルト・コンクリート

特定建設資材を用いた建築物の解体工事

または

特定建設資材を使用する新築工事等

特定建設資材の
搬出・使用共になし

対象外 ※



(注1) 搬出が無くても使用があれば該当。

(注2) 伐採木、伐根材は法の対象外。
ただし、建設副産物処理要領等にもとづき、適正な処理が必要。

(注3) 搬出、使用量がごく僅かでも対象。

対象工事が下記の規模以上か？

以下

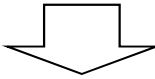
対象外 ※

【対象工事の規模】		
建築物の解体工事	床面積合計	80m ² 以上
建築物の新築・増築工事	床面積合計	500m ² 以上
建築物の修繕・模様替工事	請負代金	1億円以上
建築物以外の工作物の工事（土木工事）	請負代金（税込み）	500万円以上



※変更により対象となった場合は速やかに届出を行うこと

建設リサイクル法の対象



施工者は届出受理行政庁に届出書類を提出
※工事に着手する日の7日前に届け出ること
※届出はHP掲載の記載例を参考に記入すること